

ススムくんのおとうさん

ススムくん

ススムくんの
おかあさん

野菜の元気をお届けします。

PICKLES
New Traditional Taste

日時

2025年5月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

埼玉県所沢市並木一丁目9番地の1
所沢市民文化センター ミューズ
管理棟5F 第2展示室

決議事項

議案 取締役6名選任の件

議決権行使期限

2025年5月27日（火曜日）午後6時まで

株式会社ピックルスホールディングス

証券コード：2935

第3回 定時株主総会 招集ご通知

目次

第3回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	12
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告書	27
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株主総会にご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

証券コード 2935
2025年5月9日
(電子提供措置の開始日 2025年5月2日)

株 主 各 位

埼玉県所沢市東住吉7番8号
株式会社ピクルスホールディングス
代表取締役社長 影 山 直 司

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://pickles-hd.co.jp/ir/stock/generalmeeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁に記載のご案内に従って、2025年5月27日(火曜日)午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月28日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時30分)
2. 場 所 埼玉県所沢市並木一丁目9番地の1
所沢市民文化センター ミューズ 管理棟5F 第2展示室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



3. 目的事項

報告事項

1. 第3期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第3期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

議案

取締役6名選任の件

以上

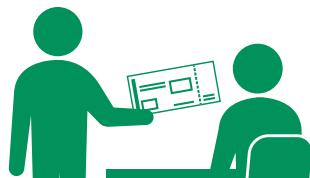
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、各ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 1. 当社グループの現況に関する事項 主要な事業所
 2. 新株予約権等に関する事項
 3. 会計監査人に関する事項
 4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 5. 会社の支配に関する基本方針
 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針
 7. 連結株主資本等変動計算書
 8. 株主資本等変動計算書
 9. 連結注記表
 10. 個別注記表
- ・ 株主総会の様子の一部（事業報告部分のみ）を、後日インターネットにて動画配信させていただく予定です。配信準備が整いましたら、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第3回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

株主総会開催日時

2025年5月28日(水曜日)
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようにご返信ください。

議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2025年5月27日(火曜日)
午後6時到着分まで

インターネット等による 議決権行使

(詳しくは次頁をご覧ください)



スマートフォンで議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取る方法、又はパソコン等で当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID、仮パスワード」入力による方法で議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年5月27日(火曜日)
午後6時行使分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。



インターネット等による 議決権行使

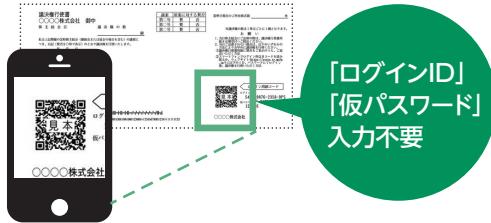
行使期限

2025年5月27日(火曜日)午後6時行使分まで



スマートフォンの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、ログインID及び仮パスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



- 2 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

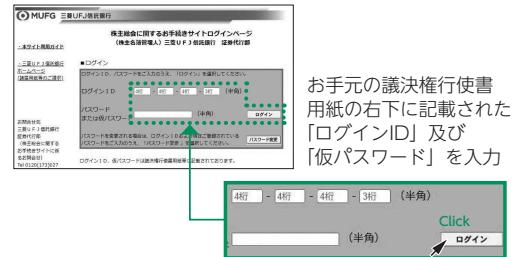


パソコンの場合

- 1 ウェブサイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 ログイン



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合わせください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027（通話料無料）

受付時間 9：00～21：00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案

取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の意思決定の迅速化を図るため2名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	当事業年度の取締役会への出席状況
1	再任	みやもと まさひろ 宮本 雅弘	男性	代表取締役会長	100%
2	再任	かげやま なおし 影山 直司	男性	代表取締役社長	100%
3	再任	みしな とおる 三品 徹	男性	常務取締役 経理財務部長	100%
4	再任	みやこしけん いちろう 宮腰建一郎	男性	取締役	100%
5	再任	はぎの よりこ 萩野 頼子	女性	取締役	100%
6	再任	たなかとくべ い 田中徳兵衛	男性	取締役	100%



候補者番号

1

みやもと
宮本

まさひろ
雅弘

(1962年3月29日生)
男性

再任

■ 所有する当社の株式数

74,800株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月	東海漬物製造株式会社入社	2005年 1月	同社製造管理部長兼開発室長
1990年 12月	株式会社ピックルスコーポレーション 出向	2005年 5月	同社常務取締役
1999年 2月	同社転籍	2007年 2月	同社営業本部長兼開発室長
2002年 1月	同社製造管理部長	2013年 5月	同社代表取締役社長
2002年 5月	同社取締役（現任）	2022年 5月	同社代表取締役会長
		2022年 9月	当社代表取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

宮本雅弘氏は、当社グループにおいて、製造管理部門、製品開発部門及び営業部門などを経験しております。また、株式会社ピックルスコーポレーションにおいて2013年5月から代表取締役社長、2022年5月から代表取締役会長を、当社において2022年9月から代表取締役会長を務めており、経営経験も豊富であります。候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

かげやま
影山なおし
直司(1959年9月19日生)
男性

再任

■ 所有する当社の株式数

124,120株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	東海漬物製造株式会社入社	2002年 6月	同社営業本部長
1984年 11月	株式会社ピックルスコーポレーション 出向	2007年 2月	同社製造管理部長
1999年 2月	同社転籍	2020年 5月	同社代表取締役専務
1999年 4月	同社製品開発課長	2021年 5月	同社代表取締役副社長
1999年 5月	同社取締役	2022年 5月	同社代表取締役社長（現任）
2000年 6月	同社営業部長	2022年 9月	当社代表取締役社長（現任）
2001年 5月	同社常務取締役		

（重要な兼職の状況）

株式会社ピックルスコーポレーション代表取締役社長
株式会社ピックルスコーポレーション西日本代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

影山直司氏は、当社グループにおいて、製品開発部門、営業部門及び製造管理部門などを経験しております。また、株式会社ピックルスコーポレーションにおいて、2020年5月から代表取締役専務、2021年5月から代表取締役副社長、2022年5月から代表取締役社長を、当社においては2022年9月から代表取締役社長を務めており、経営経験も豊富であります。候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者としたしました。



候補者番号

3 みしな
三品

とおる
徹 (1962年8月28日生)
男性

再任

■ 所有する当社の株式数

15,300株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- | | | | |
|----------|-------------------------|----------|-------------------|
| 1986年 4月 | 株式会社地産入社 | 2011年 5月 | 同社取締役（現任） |
| 2001年 8月 | 株式会社ピックルスコーポレーション
入社 | 2016年 2月 | 同社経理財務部長 |
| 2007年 4月 | 同社経理部長兼財務部長 | 2021年 5月 | 同社常務取締役 |
| | | 2022年 9月 | 当社常務取締役経理財務部長（現任） |

■ 取締役候補者とした理由

三品徹氏は、当社グループにおいて、経理財務部門における豊富な経験と実績を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4 みやこしけんいちろう
宮腰建一郎

(1964年5月10日生)
男性

再任

■ 所有する当社の株式数

22,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- | | | | |
|----------|-------------------------|-----------|--------------------------------|
| 1987年 4月 | 東海漬物製造株式会社入社 | 2020年 1月 | 同社開発室長 |
| 1987年 9月 | 株式会社ピックルスコーポレーション
出向 | 2020年 5月 | 同社取締役 |
| 1999年 2月 | 同社転籍 | 2021年 10月 | 同社商品開発部長（現任） |
| 2002年 1月 | 同社製造管理部開発課長 | 2022年 9月 | 当社取締役（現任） |
| 2016年 4月 | 同社営業部次長 | 2023年 5月 | 株式会社ピックルスコーポレーション
常務取締役（現任） |

（重要な兼職の状況）

株式会社ピックルスコーポレーション常務取締役商品開発部長

■ 取締役候補者とした理由

宮腰建一郎氏は、当社グループにおいて、製品開発部門などにおける豊富な経験と実績を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5 はぎの よりこ
萩野 頼子 (1942年8月20日生)
女性

社外取締役候補者 独立役員候補者 再任

■ 所有する当社の株式数 4,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年 6月	コスモ工機株式会社取締役	2015年 5月	株式会社ピックルスコーポレーション 取締役
1996年 5月	株式会社飯能製作所取締役	2016年 2月	宗教法人能仁寺代表役員代務者
2002年 12月	宗教法人能仁寺責任役員（現任）	2022年 9月	当社取締役（現任）
2005年 5月	株式会社飯能製作所代表取締役社長 （現任）	（重要な兼職の状況） 株式会社飯能製作所代表取締役社長	

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

萩野頼子氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と高い見識を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを活かして、客観的な立場から当社グループの経営を監督していただくため、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

6 た なか とく べ い
田中徳兵衛 (1952年4月20日生)
男性

社外取締役候補者 独立役員候補者 再任

■ 所有する当社の株式数 200株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1979年 4月	セントラルインターナショナル株式会 社入社	（重要な兼職の状況） セントラルインターナショナル株式会社代表取締役社長
1986年 4月	同社取締役副社長	
1997年 2月	同社代表取締役社長（現任）	
2020年 5月	株式会社ピックルスコーポレーション 取締役	
2022年 9月	当社取締役（現任）	

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

田中徳兵衛氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と高い見識を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを活かして、客観的な立場から当社グループの経営を監督していただくため、社外取締役候補者いたしました。



- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 萩野頼子氏及び田中徳兵衛氏は、社外取締役候補者であります。
3. 萩野頼子氏及び田中徳兵衛氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年9ヶ月となります。
4. 当社は、萩野頼子氏及び田中徳兵衛氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、萩野頼子氏及び田中徳兵衛氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 萩野頼子氏及び田中徳兵衛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。萩野頼子氏及び田中徳兵衛氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 萩野頼子氏及び田中徳兵衛氏は、子会社である株式会社ピクルスコーポレーションの非業務執行取締役（社外取締役）であったことがあります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用や第三者に対する賠償金などの損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

【ご参考】スキル・マトリックス

当社の取締役が有する専門性・経験の中で特に期待するものを示しております。

氏名	地位	期待される専門性・経験							
		経営全般	営業	製造・品質管理	開発・研究	財務・会計	人事・人材育成	法務・コンプライアンス	サステナビリティ
宮本 雅弘	代表取締役会長	○	○	○	○				
影山 直司	代表取締役社長	○	○	○	○				
三品 徹	常務取締役					○	○	○	
宮腰 建一郎	取締役			○	○				○
萩野 頼子	社外取締役	○							
田中 徳兵衛	社外取締役	○							

(注) 上記は、各取締役が有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

以上



1. 当社グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善に伴い、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、原材料・エネルギー価格の高騰が長期化していることや、物流コスト増加に加え、欧米の高い金利水準の継続に伴う金融資本市場の変動による海外景気の下振れリスクもあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、インバウンド需要の増加により外食需要は堅調に推移しているものの、食料品価格やエネルギー価格など、さまざまなものが値上げされたことにより消費者の節約志向が強まり、内食需要は減少し厳しい事業環境となっております。この影響を受け、漬物などのご飯まわりの関連製品についても、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、北海道から九州まで全国に展開している製造・販売のネットワークを活用し、新規得意先や新しい販路の開拓及び既存得意先の拡販に取り組みました。なお、業務の効率化を図るため、2024年12月1日を効力発生日として株式会社ピックルスコーポレーションは、株式会社ピックルスコーポレーション札幌を吸収合併しました。

販売面では、日頃のご愛顧に感謝し、生活応援の意味も込めて、「ご飯がススムキムチ」シリーズ3品を対象に20gの増量キャンペーンを実施し、「ご飯がススムキムチ」シリーズの販売促進を行いました。また、顧客ロイヤリティ向上を目的として、公式ファンコミュニティサイト「ピックルス食堂」をオープンしました。株式会社フードレーベルにおいては、ドレッシングなどの牛角監修商品などが当選するSNSキャンペーンを実施し、「牛角韓国直送キムチ」や「牛角やみつきになる!丸ごと塩オクラ」の販売促進に取り組んでおります。

製品開発面では、株式会社ピックルスコーポレーションにおいて、開封してすぐ食べられる、サラダ感覚の浅漬の「液切りいらす おしんこ白菜」や、柔らかくて甘い深谷ねぎを使用した「冬の白菜とねぎの浅漬」などの新商品を発売しました。その他にも、株式会社ピックルスコーポレーション札幌において、北海道長沼町産白菜を使用し、酪農学園大学の学生がレシピ・商品名を考案した「酪農学園大学監修 沼る浅漬」を地域・期間限定で発売しました。

製造面では、株式会社ピックルスコーポレーションにおいて、2024年12月に茨城工場（所在地：茨城県結城郡八千代町）を新設し稼働開始しております。この工場では、「ご飯がススムキムチ」などを生産しており、機械化を進めて生産効率の向上を図っております。

新規事業では、外食事業及び小売事業を行う「OH!!!～発酵、健康、食の魔法!!!～」(所在地：埼玉県飯能市)において、2024年10月には、創業から4周年を迎え、創業祭を開催し、抽選会やワークショップなどのイベントの実施や、レストラン「Femy」において特別コースの提供などを行いました。また、株式会社ベジパルにおいては、干し芋やチップスなど、さつまいもを使用した商品を開発し販売しております。その他にも、株式会社ピックルスコーポレーションにおいて冷凍食品を開発し、量販店の冷凍食品売場や業務用への拡販に取り組んでおります。

サステナビリティへの取り組みとして、2024年11月に子ども食堂を利用する方々を招待し、株式会社ピックルスファームでのさつまいも収穫や「OH!!!～発酵、健康、食の魔法!!!～」でのキムチづくりなどの体験型企画を通じた食育活動を実施しました。

売上高は、「ご飯がススムキムチ」シリーズについては堅調に推移したものの、さまざまなものの価格上昇による消費者の節約志向の影響や、コンビニエンスストア向けの売上が減少したことなどにより減収となりました。

利益については、夏場の高温や夏以降の天候不順、葉物野菜の品薄により引き合いが強まったことなどの要因により原料となる白菜や胡瓜などの野菜の価格が高騰したことや物流費や人件費の上昇、売上高が減少したことなどの影響により減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は41,518百万円（前期比3.5%減）、営業利益は1,279百万円（同23.3%減）、経常利益は1,345百万円（同24.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は958百万円（同18.4%減）となりました。





2 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は4,700百万円であり、その主たるものは株式会社ピックルスコーポレーションの茨城工場の工場新築であります。

3 資金調達の状況

設備投資に必要な資金は、自己資金及び借入金により充当しました。

4 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社ピックルスコーポレーションと株式会社尾花沢食品は、2024年3月1日を効力発生日として、株式会社ピックルスコーポレーションを存続会社とする吸収合併を行いました。

また、当社子会社の株式会社ピックルスコーポレーションと株式会社ピックルスコーポレーション札幌は、2024年12月1日を効力発生日として、株式会社ピックルスコーポレーションを存続会社とする吸収合併を行いました。

5 財産及び損益の状況の推移

区 分	第1期 (2023年2月期)	第2期 (2024年2月期)	第3期 (2025年2月期)
売上高 (百万円)	41,052	43,028	41,518
営業利益 (百万円)	1,538	1,668	1,279
経常利益 (百万円)	1,650	1,771	1,345
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,138	1,175	958
1株当たり当期純利益 (円)	88.80	94.29	77.09
総資産 (百万円)	26,308	27,713	30,242
純資産 (百万円)	17,404	18,254	18,884
1株当たり純資産額 (円)	1,362.11	1,438.45	1,482.42
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	6.8	6.7	5.3
総資産経常利益率 (ROA) (%)	6.3	6.6	4.6

6 対処すべき課題

食品業界は、少子高齢化の影響などから市場規模は大きな成長が見込めないなか、原材料・エネルギー価格の高騰などが続き、厳しい経営環境が継続しております。加えて、消費者の安全・安心への関心は高い状況が続くと考えられ、品質管理の取り組み強化が求められております。

このような状況のもと、当社グループは以下のことに取り組んでまいります。

- ① 全国の製造・販売拠点の活用による売上拡大
全国に製品を供給できる漬物メーカーとして、当社グループの力を最大限に活用し、営業、広告宣伝活動等を積極的に行い、新規取引先の開拓と既存得意先の深耕を図ります。特に、西日本エリアの売上拡大に積極的に取り組んでまいります。
- ② 製品開発の強化
高付加価値を訴求した製品及びキムチ・浅漬などの既存製品以外にも、新たなカテゴリーの製品や、新たなマーケットで販売できる製品の開発に取り組み、売上拡大及びブランド力の向上につなげてまいります。
- ③ コストの見直し
原料野菜の契約栽培の拡大、省力化機械の導入、不採算製品の削減及びアイテム数の集約などを含めた生産体制の見直し等によるコスト削減を進めてまいります。2024年12月に稼働した株式会社ピクルスコーポレーションの茨城工場において効率的な製造を行うことにより、収益改善を図ります。また、当社の取り組みにより対応しきれないコストの増加については、製品規格の見直しや製品価格の値上げを行います。2025年5月からは「ご飯がススムキムチ」シリーズについても値上げを行い利益の確保に取り組んでまいります。
- ④ 食の安全・安心の追求
お客様に安心して食べていただける製品づくりを行うため、食品安全の規格であるJFS-Bを活用し、各事業所における品質管理レベルの向上を図るとともに、意図的な異物混入等を防ぐため、フードディフェンスの取り組みを強化してまいります。
- ⑤ 新規事業の確立
外食事業、小売事業及び農業事業などの新規事業に取り組み、事業領域を拡大させることで収益拡大につなげてまいります。株式会社ベジパルでは、干し芋などのさつまいもを使用した加工製品を開発し販売してまいります。その他にも、株式会社ピクルスコーポレーションにおいて冷凍食品を開発し、量販店の冷凍食品売場や業務用への拡販に取り組んでおります。
- ⑥ 経営基盤の強化
将来にわたって成長力、収益力のある企業体質を確立するために、優秀な人材の採用・育成が不可欠と考えております。そのため、目標管理制度、教育プログラムを活用するとともに、福利厚生制度や人事制度などの充実、健康経営推進に向けた取り組みに努めてまいります。健康経営については、当社及び株式会社ピクルスコーポレーションが健康経営優良法人2025を取得しております。今後も、食生活改善、運動機会の増進・習慣定着などの取り組みを通じて、従業員とその家族の健康と幸福を追求してまいります。また、企業の持続的発展には、ESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）への取り組みが不可欠と考えており、事業を通じてサステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



7 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年2月28日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ピックルスコーポレーション	350百万円	100.0%	浅漬製造
株式会社八幡屋	40百万円	100.0%	漬物製造
株式会社ピックルスコーポレーション関西	20百万円	100.0%	浅漬製造
株式会社ピックルスコーポレーション西日本	50百万円	100.0%	浅漬製造
株式会社フードレーベル	55百万円	100.0%	漬物等開発・仕入
株式会社フードレーベルセールス	20百万円	100.0% (100.0%)	漬物等販売
株式会社手柄食品	60百万円	100.0%	浅漬製造

- (注) 1. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社ピックルスコーポレーション札幌は、2024年12月1日を効力発生日として、株式会社ピックルスコーポレーションに吸収合併されたことに伴い、連結子会社から除外しております。

- ③ 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額	当社の総資産額
株式会社ピックルスコーポレーション	埼玉県所沢市東住吉7番8号	10,670百万円	20,402百万円

8 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

当社グループは、浅漬、キムチ、惣菜等の製造及び販売、漬物等の仕入及び販売を行っております。

9 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
414名	△25名

(注) 上記の他に臨時雇用者が1,271名(年間の平均人員)おります。

10 主要な借入先 (2025年2月28日現在)

借入先	借入残高
株式会社 埼玉りそな銀行	2,000百万円
株式会社 三菱UFJ銀行	1,590百万円
株式会社 三井住友銀行	400百万円
株式会社 みずほ銀行	300百万円
株式会社 武蔵野銀行	200百万円
三井住友信託銀行株式会社	200百万円
株式会社 日本政策金融公庫	128百万円

11 その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



2. 株式に関する事項 (2025年2月28日現在)

- 1 発行可能株式総数 40,000,000株
- 2 発行済株式の総数 12,858,430株
- 3 株主数 18,580名
- 4 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
東海漬物株式会社	1,953千株	15.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,126千株	9.06%
荻野芳隆	483千株	3.89%
株式会社埼玉りそな銀行	366千株	2.94%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	341千株	2.75%
ピックルスホールディングス取引先持株会	330千株	2.66%
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	280千株	2.25%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	274千株	2.21%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	249千株	2.01%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	238千株	1.91%

(注) 当社は、自己株式421,400株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 (2025年2月28日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	宮 本 雅 弘	
代表取締役社長	影 山 直 司	株式会社ピックルスコーポレーション代表取締役社長 株式会社ピックルスコーポレーション西日本代表取締役社長
専務取締役	蓼 沼 茂	総務部長
常務取締役	三 品 徹	経理財務部長
取締役	宮 腰 建 一 郎	株式会社ピックルスコーポレーション常務取締役商品開発部長
取締役	萩 野 頼 子	株式会社飯能製作所代表取締役社長
取締役	田 中 徳 兵 衛	セントラルインターナショナル株式会社代表取締役社長
取締役	土 居 鋭 一	
常勤監査役	西 涉	
監査役	村 木 徹	サイボー株式会社常勤監査役
監査役	神 崎 幸 雄	
監査役	小 高 正 裕	小高正裕公認会計士事務所所長 株式会社セルシス取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏並びに監査役村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏は、東京証券取引所が定める独立役員であります。
 4. 監査役小高正裕氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏並びに監査役西涉氏、村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善悪かつ重大な過失がないときに限られます。



3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役及び監査役並びに当社の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる争訟費用及び第三者に対する賠償金などの損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

4 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度における報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	312百万円 (18百万円)	135百万円 (18百万円)	102百万円 (-)	74百万円 (-)	8名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	18百万円 (10百万円)	18百万円 (10百万円)	-	-	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	330百万円 (28百万円)	153百万円 (28百万円)	102百万円 (-)	74百万円 (-)	12名 (6名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等として取締役5名に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等に係る業績指標は、売上高(連結)、経常利益(連結)、親会社株主に帰属する当期純利益(連結)の前期との比較であり、これらの指標が、経営成績を分かりやすく示しているため選定しています。当事業年度における賞与に係る指標の実績は、売上高(連結)は43,028百万円(前期比4.8%増)、経常利益(連結)は1,771百万円(同7.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益(連結)は1,175百万円(同3.2%増)となっております。
3. 非金銭報酬等として、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、ストックオプションを導入しております。2024年6月28日開催の取締役会決議により、取締役5名に対して新株予約権408個(67百万円)を付与しております。その割当方法は「②c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)」のとおりであります。
4. 取締役の報酬等の総額は、2024年5月30日開催の第2回定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分20百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち社外取締役3名)であります。また、別枠で2023年5月30日開催の第1回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額160百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち社外取締役3名)であります。
5. 監査役の報酬等の総額は、2023年5月30日開催の第1回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち社外監査役3名)であります。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきまして、次のとおり取締役会において決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与及びストックオプションにより構成されております。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職位及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結の売上高、利益などの達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価向上及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、ストックオプションを、毎年、一定の時期に付与し、その権利行使は取締役退任後とします。総数は、前年の付与総数及び当社の業績を考慮し決定し、個人別の付与数は、取締役の役位、在任期間に応じて決定します。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種などの報酬水準を踏まえ、決定します。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

基本報酬、賞与及びストックオプションの個人別の報酬額については、取締役会で決定します。



5 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役	萩野 頼子	株式会社飯能製作所代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
取締役	田中 徳兵衛	セントラルインターナショナル株式会社代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	村木 徹	サイボー株式会社常勤監査役	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	小高 正裕	小高正裕公認会計士事務所所長 株式会社セルシス取締役監査等委員	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	萩野 頼子	100%	—	取締役会への出席率は100%であり、企業の経営に携わった豊富な経験及び高い見識等に基づき、適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	田中 徳兵衛	100%	—	取締役会への出席率は100%であり、企業の経営に携わった豊富な経験及び高い見識等に基づき、適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	土居 鋭一	100%	—	取締役会への出席率は100%であり、食品製造業及び企業の経営に携わった豊富な経験並びに高い見識等に基づき、適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	村木 徹	100%	100%	取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%であり、金融機関での業務経験、他社での監査役としての経験及び幅広い見識等に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	神崎 幸雄	100%	100%	取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%であり、小売業での業務経験及び幅広い見識等に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	小高 正裕	100%	100%	取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%であり、公認会計士・税理士として培われた会計・税務の専門知識及び経験並びに高い見識等に基づき適宜発言を行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てており、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	10,888	流動負債	8,019
現金及び預金	4,974	買掛金	2,974
受取手形及び売掛金	4,083	短期借入金	1,000
商品及び製品	330	1年内返済予定の長期借入金	1,666
仕掛品	77	リース債務	6
原材料及び貯蔵品	318	未払法人税等	163
その他	1,104	賞与引当金	149
		役員賞与引当金	16
		その他	2,042
固定資産	19,353	固定負債	3,339
有形固定資産	17,788	長期借入金	2,152
建物及び構築物	8,134	リース債務	24
機械装置及び運搬具	2,966	繰延税金負債	15
土地	6,527	退職給付に係る負債	836
リース資産	45	その他	310
その他	115	負債合計	11,358
無形固定資産	186	純資産の部	
のれん	107	株主資本	18,230
その他	79	資本金	100
投資その他の資産	1,378	資本剰余金	2,803
投資有価証券	726	利益剰余金	15,826
繰延税金資産	586	自己株式	△499
その他	65	その他の包括利益累計額	206
		その他有価証券評価差額金	191
		退職給付に係る調整累計額	14
		新株予約権	426
		非支配株主持分	21
資産合計	30,242	純資産合計	18,884
		負債純資産合計	30,242

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



連結損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	41,518
売上原価	33,325
売上総利益	8,193
販売費及び一般管理費	6,913
営業利益	1,279
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	10
持分法による投資利益	13
受取賃貸料	35
事業分量配当金	7
その他	33
営業外費用	
支払利息	13
賃貸費用	22
その他	0
経常利益	1,345
特別利益	
資産除去債務戻入益	4
補助金収入	5
特別損失	
固定資産処分損	49
税金等調整前当期純利益	1,305
法人税、住民税及び事業税	381
法人税等調整額	△32
当期純利益	956
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△2
親会社株主に帰属する当期純利益	958

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,469	流動負債	2,889
現金及び預金	1,454	短期借入金	1,000
前払費用	3	1年内返済予定の長期借入金	1,666
その他	11	未払金	30
		未払費用	114
		未払法人税等	41
		未払消費税等	29
		預り金	7
固定資産	18,933	固定負債	2,166
無形固定資産	8	長期借入金	2,152
ソフトウェア	8	その他	14
投資その他の資産	18,925	負債合計	5,055
投資有価証券	143	純資産の部	
関係会社株式	14,189	株主資本	14,862
関係会社長期貸付金	4,491	資本金	100
繰延税金資産	162	資本剰余金	14,124
貸倒引当金	△61	資本準備金	25
資産合計	20,402	その他資本剰余金	14,099
		利益剰余金	1,138
		その他利益剰余金	1,138
		繰越利益剰余金	1,138
		自己株式	△499
		評価・換算差額等	58
		その他有価証券評価差額金	58
		新株予約権	426
		純資産合計	15,347
		負債純資産合計	20,402

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		989
営業費用		620
営業利益		368
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	3	8
営業外費用		
支払利息	11	11
経常利益		365
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	190	190
税引前当期純利益		555
法人税、住民税及び事業税	66	
法人税等調整額	△34	32
当期純利益		522

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月21日

株式会社ピックルスホールディングス
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 新 藤 弘 一

指定社員

業務執行社員

公認会計士 工 藤 和 則

指定社員

業務執行社員

公認会計士 吉 岡 智 浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピックルスホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピックルスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月21日

株式会社ピックルスホールディングス
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区
指 定 社 員 公認会計士 新 藤 弘 一
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 工 藤 和 則
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 吉 岡 智 浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピックルスホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月21日

株式会社ピックルスホールディングス 監査役会

常勤監査役	西 涉	Ⓢ
社外監査役	村 木 徹	Ⓢ
社外監査役	神 崎 幸 雄	Ⓢ
社外監査役	小 高 正 裕	Ⓢ

以 上

株主総会会場ご案内図

日時

2025年5月28日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）



会場

埼玉県所沢市並木一丁目9番地の1
所沢市民文化センター
ミュージズ
管理棟5F 第2展示室
電話：04-2998-6500



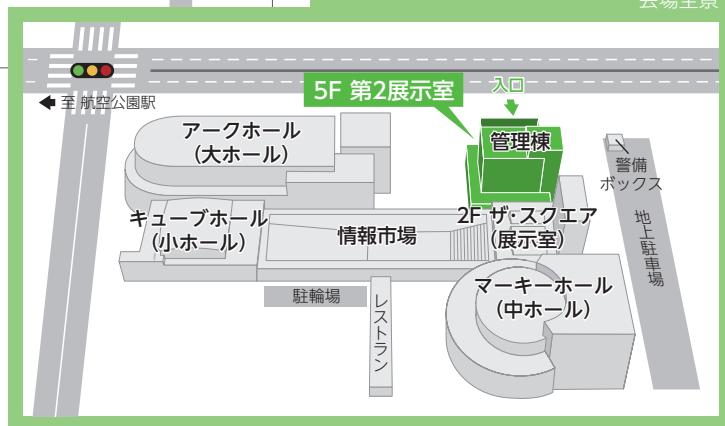
会場全景

交通のご案内

西武新宿線
「航空公園」駅
より徒歩約10分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

スマートフォンやタブレット端末から下記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



お問合せ先

株式会社ピクルスホールディングス 広報・IR室

〒359-1124 埼玉県所沢市東住吉7番8号
TEL 04-2925-8885
URL <https://www.pickles-hd.co.jp>



UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



植物油インキを使用しています。